

(公社)全日本鍼灸学会 認定制度施行細則

(目 的)

第1条 この施行細則は、公益社団法人全日本鍼灸学会認定制度規則に基づき定める。

(認定委員会)

第2条 認定委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 15名以上 20名以下
2. 委員長は会長とし、委員は認定された正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。
3. 認定委員会は、認定の制度、組織、運営などについて協議し、実施する。
4. 認定委員会は、必要のつど委員長が招集する。
5. 委員長を除く委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(小委員会)

第3条 認定委員会に、次の小委員会を置く。

- (1) 認定審査委員会 (認定及び認定更新の審査を行う)
- (2) 認定実務委員会 (認定講習会に関わることを行う)
- (3) 認定試験委員会 (認定試験に関わることを行う)
2. 小委員会の委員長及び委員は、認定登録者及び有識者の中から会長が委嘱する。

(認定申請の資格)

第4条 認定申請の資格は、学会在籍5年以上の正会員(会費完納)で、次の両方に該当するものとする。

- (1) 履修基準(別表1)を満たしているもの
- (2) 認定試験に合格した者

(申請の手続き)

第5条 申請は、次の各号に定める書類に所定の審査料を添えて、認定委員会の指定する期間内に届け出るものとする。

- (1) 認定申請書(様式第1号)
- (2) 履歴書(様式第2号)

(認定の審査)

第6条 第4条に規定する資格を有し申請のあった者に対して、毎年1回、認定の審査を行う。

2. 認定審査料は、5,000円とする。
3. 認定審査委員会は、審査日時等の実施事項を決定し、学会ホームページ等で公示する。

(登録の手続き)

第7条 審査に合格した者は、所定の登録用紙に記入し、登録料50,000円を添えて登録手続きを行い、認定証の交付を受けるものとする。

(認定の更新)

第8条 認定の更新は、更新申請書に更新審査料5,000円を添えて、認定委員会の指定する期間内に届け出るものとする。

2. 更新の申請資格は、第4条の(1)に該当するものとする。
3. 前項の申請のあった者に対し、認定審査委員会において審査する。
4. 審査に合格した者は、所定の更新登録用紙に記入し、更新料30,000円を添えて学会に登録手続きを行い、認定証の再交付を受けるものとする。
5. 5年間に履修基準の取得点数が不足している場合、1年に限り更新手続きを保留することができる。但し、更新後の認定期間は4年間とする。

(認定の取り消し)

第9条 次のいずれかに該当する者は、認定委員会の決定により、認定を取り消すことがある。

- (1) 認定及び更新の申請に際し、虚偽の記載等の不正行為があった場合
- (2) 年度会費を期限までに納入しなかった場合
- (3) 認定を受けた者として、ふさわしくない行為があった場合
2. 取り消し等に関して異議のある者は、認定委員会に再審査を請求できる。

(認定資格の喪失)

第10条 次のいずれかに該当する者は、認定資格を喪失する。

- (1) 会員の資格を喪失した場合
- (2) 登録を辞退した場合
- (3) 認定を取り消された場合

(認定証の返還)

第11条 認定資格を喪失した場合は、認定証を認定委員会に返還しなければならない。

(免除)

第12条 名誉会員は、認定及び更新を無審査とし登録料及び更新料は免除することができる。

2. 更新時に、会員在籍20年以上で満70歳以上の者、あるいは認定委員会で認めた者については無審査とし、審査料は免除することが出来る。

(施行細則の変更)

第13条 この施行細則は、理事会の議決により変更することができる。

(附 則)

1、この施行細則は、平成11年年6月12日の総会で承認議決し、4月1日に遡って施行する。

1、この施行細則は、平成13年3月20日一部改正する。

1、この施行規則は、平成19年3月21日一部改正する。

1、この施行規則は、平成20年7月11日持ち回り理事会で一部改正。

1、この施行規則は、平成25年7月28日常務理事会で一部改正する。